

回覧



除雪に関するお願い



飛騨市役所 建設課

TEL.0577-73-3936

① 市道除雪について

- 道路除雪の際、雪よせ場になっている土地所有者の方には 毎年、土地を利用させていただきありがとうございます。雪を置くスペースがないと作業に支障をきたしますので、今後ご理解ご協力をお願いします。
- 除雪は不特定多数の方が通る道路の通行確保のために行います。そのため、道路除雪後には個人宅前の路肩に雪のかたまりが残る場合があります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどお願いします。
- 屋根や庭、駐車スペースなどの除雪の際には道路上に雪を残すことのないよう個人の責任で撤去をお願いします。（道路上に残ると雪で凸凹ができ、通行の支障となる場合があります。）

② 水路詰まりについて

- 水路に雪を流す際には、下流で詰まることのないよう細かく砕いて流してください。また、重機などを使って一度に大量の雪を流すことや、屋根の雪下ろしの雪を直接水路に流すことは水路の詰まりの原因となりますのでご注意ください。（雪下ろしや除雪を業者へ依頼した場合にも依頼業者に徹底してください。）
- 水路の詰まりを確認した際には、無理に流さず下流部の詰まっている箇所を流すようご協力ください。（雪を水路に流した後の流れの確認もお願いします。）
- 「止水板」は、個人で勝手に移動しないでください。区長や水利担当者の指示に従ってください。

③ 倒木などの対策について

- 道路への倒木や庭からはみ出た枝などは、通行の支障となるだけでなく、場合によっては歩行者や通行車両の事故につながるおそれがあります。民有地からの木が道路に倒れたことにより被害が発生した場合に山林等の所有者に損害賠償等の責任を問われることがあります。
交通事故防止のためにも、枝の選定や伐採などご協力をお願いします。

※ 除雪に関する市役所への ご意見、ご要望は、区長さんを通じて連絡してください